

# やわた <八幡湿原自然再生全体構想の概要>

## 1. 自然再生の対象となる区域

広島県 <sup>やまがた</sup>山県郡 北広島町 東八幡原の県有地 約17.56ha

## 2. 自然再生の目標

現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所はヨシ群落等に誘導する。

対象区域北部や水路沿いなどの湿潤な場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ - マアザミ群落を再生する。

対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。

対象区域内の臥竜山<sup>がりゅうざん</sup>の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。

## 3. 八幡湿原自然再生協議会構成員

専門家 3、地元住民代表 2、公募委員 25

(個人 15、団体・法人 10)

関係行政機関 1、地方公共団体 5

計 36 構成員 平成 19 年 1 月現在

## 4. その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生手法の実施における基本的な理念を次の通りとする。

主に水文環境の整備及び現存植生の整理を通して、湿地の植生への遷移をはかる。

動植物の再生を行う際には、原則的に人為的な持ち込みは行わない。環境を整備することにより遷移を促して再生を行う。

再生の状況は、調査や観察会などを行い適宜チェックし、自然再生手法に反映させる。内容は広く公開するものとする。

現存する湿原は可能な限り保全する。

外来種は出来る限り除去する。

地元住民、利用者と合意を図りつつ実施する。



自然再生の対象区域